

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

水道広域連携に係る財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 経営統合をする場合の、施設整備等に対する現行の財政措置の要件緩和や嵩上げなどのインセンティブの導入
- ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など

より一層の支援措置を講じること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化 (3) 水道事業の広域連携の推進

現状 / 施策の背景・経緯

水道事業は、人口減少等による給水収益の減少や老朽化による施設の更新費用の増加などにより、年々経営環境は厳しさを増している。

広島県では、県内水道事業の経営基盤を強化するため、令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」(水道広域化推進プラン)を策定した。

推進方針では、県内水道事業の経営組織の統合(経営統合)に取り組み、統合への参画が困難な市町においては、共同研修など経営統合以外の連携に取り組むこととしている。

経営統合については、県と15市町で、令和3年4月に基本協定を締結し、令和4年11月の水道企業団の設立、令和5年度からの事業開始を目指し、具体的な準備に着手している。

なお、令和元年10月に施行された改正水道法では都道府県には、水道の基盤強化を図るため、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されている。

令和3年度当初予算等の状況

強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
395億円(前年度比100%)

課題

経営統合による施設の再編整備等に対しては、インセンティブとしての交付金が交付されるが、

- ・ 地形や水源からの距離等の自然条件により、施設整備費が比較的安価な水道事業等
(資本単価90円/㎡未満の水道事業及び70円/㎡未満の水道用水供給事業)
- ・ 近接する水道事業等と経営統合する簡易水道事業
(道路延長10km未満に給水区域を有する隣接市町の水道事業等と経営統合する簡易水道事業)

は交付対象外となっている。

しかしながら、これらの対象外の事業であっても、経営基盤の強化を図る必要があることから、交付金の要件緩和により、経営統合に対してインセンティブを付与する必要がある。

また、施設の再編整備等に当たっては、多額の費用を要することから、経営統合後に早期に経営を安定化させ、統合効果を発揮するためには、交付金の交付率や交付税の措置率を嵩上げするなど、財政支援の拡充が必要である。

水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、県内の市町間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小にかかる激変緩和措置などへの財政措置の仕組みが必要である。

【水道事業の広域連携の推進に必要な財政支援制度】

事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金 簡易水道等施設整備費国庫補助金	交付税措置
経営統合を要件とした施設の再編整備等	(資本費単価等の要件緩和、 交付率の嵩上げ)	(措置率の嵩上げ)
料金格差の縮小に係る激変緩和措置等の取組	(料金平準化対策費の創設)	(高料金対策経費の制度拡充など)

凡例: ...制度の創設が必要 ...制度の拡充が必要

(参考) 水道事業の広域連携に係る既存の財政措置

- ・ 広域化に関する事業に係る普通交付税措置(一般会計出資債元利償還金の60%)
- ・ 市町村合併に伴う水道施設整備の増高経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債(元利償還金の70%)を充当 など
- ・ 簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置